

## 質疑書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名	東花園駅前広場道路付属物改良工事
----	------------------

( 質 問 事 項 )	( 回 答 )
機械置場が現在の喫煙コーナーとすれば それに伴う撤去費用の計上がありません。いずれにしろ撤去が伴うのであれば変更対称でしょうか。	機械置場は、喫煙コーナーの北側へ配置する計画のため、喫煙コーナーの撤去は不要としています。
特記の施工計画にかかっている通り、ミスト設置にかかわる特殊工事の施工業社の着手時期と、電力会社との打合せ、水道局と打合せ、関西電力との打合せ、近隣事業者との打合せ、安全面での駅との打合せ、特に近鉄との打合せに時間が要する考えます。又諸申請もあります。諸事情により工期延期は変更可ですか。	原則、令和5年3月31日を工期としています。ただし、他社との打ち合わせや諸申請等に著しく時間を要する場合は、工期延期の協議の対象とします。